

【諮問第27号】

6川公審第4号
平成6年9月27日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会
会 長 兼 子 仁

公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成5年6月22日付け5川衛環食第256号の2をもって川崎市長から諮問の
ありました平成3年9月13日、同年12月24日開催の「川崎市旅館業等建設対策
協議会」の議事録の非公開の件について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

平成3年9月13日、同年12月24日開催の「川崎市旅館業等建設対策協議会」（以下「協議会」という。）の議事録のうち、（仮称） ホテルにかかる議事録の本体部分は公開とするのが妥当である。

2 不服申立ての趣旨および経緯

- (1) 不服申立人は平成5年6月8日、川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。）6条の規定に基づき、平成3年9月13日、同年12月24日開催の協議会の議事録について閲覧請求をした。
- (2) 実施機関である川崎市長（以下「実施機関」という。）は、前項の請求にかかる平成3年9月13日、同年12月24日の協議会の議事録について、市の内部機関において協議された内容で、公開することにより公正または適正な意思決定に支障を生ずる恐れがあるものであり、条例7条1項3号アの市政執行情報に該当するとして非公開とする旨、平成5年6月16日付けをもって不服申立人に通知した。
- (3) 不服申立人は前項の処分を不服として、平成5年6月21日、条例14条1項の規定に基づき、前項の処分取消しを求めて不服申立てを行った。〔当審査会諮問27号事件〕
- (4) 当審査会は、実施機関から平成5年7月19日付け非公開処分にかかる理由説明書の、不服申立人から同年8月18日付け意見書および関係資料の各提出を受け、さらに平成6年2月24日不服申立人から口頭による意見を聴取し、同年3月26日実施機関から事情聴取を行った。

3 審査会の判断

本件の請求対象公文書は、川崎市 区 で計画されている（仮称） ホテルの建設をめぐり、実施機関がその内規である「旅館業法による営業許可申請とこれに係る建築基準法による建築確認申請との取扱いについて」に基づいて、関係局合同で開催した協議会の議事録（当該ホテルに関する部分）である。

実施機関の説明によれば、協議会では、旅館等営業計画者（以下「計画者」という。）から提出された「距離証明願」について、上記の内規に基づき、当該建築物の構造（外観など）、場所（旅館業法3条3項に規定する施設との距離など）について、旅館業法上支障があるかどうかを協議する。そしてこの結果を踏まえ、保健所長が「距離証明書」を計画者に交付している。

同議事録を実施機関が非公開処分にしたことに対し、不服申立人は「協議会の審議内容は住民として当然、『知る権利』を有するものである」と反論し公開を主張した。その骨子は「建設予定地域は老人や児童、障害者関連の施設が多く、 区 唯一の『ともしびゾーン』にも指定されている。このような地域にホテルが建設されることは、風紀・交通安全上等の問題があり、協議会ではさまざまな審議がなさ

れたと考えられるため、その内容は公開すべきものである」というものである。

実施機関は、議事録の非公開理由として、協議会の協議内容は事業執行過程および協議途中のものであり、「公開によって協議委員の自由な論議が妨げられる恐れがあるとともに、旅館建築計画の事前情報ともなり、業者間の競合の可能性が大きいと考えられる」ことなどを挙げている。

この点に関しては、時系列的に見ると、不服申立人が閲覧請求をしたのは平成5年6月8日であるが、協議会での当該ホテル建設案件の協議の結果、既に平成3年9月17日に「支障なし」の通知が出され、同年10月1日には計画者に「距離証明書」が交付され、さらに建築確認処分は平成4年9月21日に終了している。

建築後の旅館業営業許可手続が残されているとはいえ、不服申立人の「本件にかかわる部分の議事録を公開しても、協議会の意思決定に支障は生じない」との主張は、妥当と言わざるを得ない。

なお、協議会が協議資料として計画者に提出させている議事録添付図面類については、不服申立人からの意見書および口頭意見陳述において特段の請求意思が見受けられない。

従って、議事録のうち、当該ホテルに関する部分の議事録の本体は公開することが妥当であると判断する。